

不整地運搬車運転技能講習 開催案内

この講習は、最大積載量が1 t以上の不整地運搬車の運転業務の必要資格を取得する国の法律（労働安全衛生法）に基づいた講習です。

1. 受講対象・免除対象

(1) 受講条件

以下の資格の内、いずれかに該当する者

①建設機械施工技術検定1級(トラクター以外)又は2級の2種から6種に合格した者

②大型特殊自動車免許を有する者（免許の条件に限定の無い者）

③大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、
かつ

イ. 3 t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の特別教育を修了後、
運転経験が3ヶ月以上ある者

ロ. 3 t未満の車両系建設機械（解体用）の特別教育を修了後、運転経験が3ヶ月以上ある者

ハ. 積載量1 t未満の不整地運搬車の特別教育を修了後、運転経験が3ヶ月以上ある者

④大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、
かつ

イ. 3 t以上の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の運転経験が
昭和49年9月以前に3ヶ月以上ある者

ロ. 3 t以上の車両系建設機械（解体用）の運転経験が平成2年9月以前に3ヶ月以上ある者

ハ. 積載量1 t以上の不整地運搬車の運転経験が平成2年9月以前に3ヶ月以上ある者

⑤車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者

⑥車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲 →締切	【学科】 9月30日（水）	出雲市塩冶善行町2-2 （出雲建設会館）	60名 →40名	9月17日 （木）
	【実技】 10月2日（金）以降の指定する日	出雲市長浜町659-40 （アユミ工業㈱ 出雲工場）		

※実技講習は1日あたり20名までとし、数日間に分けて実施します。

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

	科目	時間
学科	《第1日》	
	受付	8:00~
	荷の運搬に関する知識	8:30~11:40 (3時間)
	昼休憩	11:40~12:30 (50分)
	荷の運搬に関する知識	12:30~13:30 (1時間)
	力学に関する知識	13:35~15:40 (2時間)
	関係法令	15:45~16:45 (1時間)
	修了試験	16:50~17:50 (1時間)
実技	《第2日》	
	受付	8:50~
	荷の運搬	9:00~12:00 (3時間)
	昼休憩	12:00~13:00 (1時間)
	荷の運搬	13:00~14:00 (1時間)
	修了試験	14:00~15:00 (1時間)

4. 受講料・教材費(税込)

区分	受講料	教材費(※)	合計
全科目	40,000円	1,500円	41,500円

※建災防島根県支部会員は、教材費免除

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②写真(上半身 3.5×2.5 cm 裏面に氏名記載) 1枚
- ③受講資格を証する証書の写し(※注意事項をご確認ください。)

④受講料

(現金) 申込書等とあわせ窓口にてお支払いください。

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先 山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572 建設業労働災害防止協会島根県支部
--

※注意事項

受講資格等の証明について

①申込時

受講申込書に証明欄を設けていますので、事業主の証明をお願いします。

事業主の原本証明ができない方（**事業主、個人受講者**）は、原本確認をいたしますので、講習当日に必ず原本をご持参ください。（確認ができない場合は受講できません。）

②講習日の自動車運転免許証の原本確認

自動車運転免許証（写し）を申込時に提出された方は、講習会の当日、原本確認をいたしますので、必ずご持参ください。

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル（受講日変更や受講者変更を含む）については、申込締切日までは受付いたします。なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・ **修了者には、修了証を交付します。**
- ・ **受講票は発行いたしません。**
- ・ 駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

（実技の受講について）

必ず印鑑をご持参ください。また、保護帽（ヘルメット）、作業服、安全靴等の準備もお願いいたします。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

9. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。

詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。